ての世典	光子	+ 耒 の 派 化	1
事業者		町	
事前相談書の提出		受理·決裁(約14日)	
		X = 1,000 (ms - 12)	
条例第17条第1項 近隣住民等との事前調整開始届の提出		受理	
₽			
条例第17条第1項 開発事業の周知・調整 事業地の近隣住民に計画内容の周知			
事業地の近隣住民に計画内容の周知			
条例第17条第4項			
近隣住民等周知及び調整に関する報告書の提出		受理	
条例第16条第1項第2号			7
開発事業事前協議書の提出		受理·決裁(約14日) 協議対象部署の選定	
条例第17条第2項			
事業計画板の設置 協議書提出翌日から5日以内(町へ設置写真提出))		
,	1	₹	
各課との協議資料の作成		協議対象課の通知及び各課協議用資料の作成依頼	140
各課との協議資料の提出		各課との協議資料の受理・協議対象課への配布	協議期間
		各課、指導事項書の作成(約21日)	期
指導事項書の受領・対策書の作成 必要に応じて各課との協議		事業者へ指導事項書の送付	
₽		条例第16条に基づく	_原則
条例第16条第3項 所轄警察署との協議		協議·助言·指導	5
↓			ヶ月
指導対策書の提出		指導対策書の受理 協定書の作成・決裁(約14日)	以内
		→ 条例第18条第2項	
条例規	 副第14	│	
	定の結	結	
		◆ 条例第18条第1項	
事前協議確認通知書の受領		事前協議確認通知書の交付	
→		通知書の写しを閲覧できるようにする	
法令等に規定する手続きの開始			
条例第20条			
工事着手届の提出 着手後5日以内		受理·決裁	
₽			
現場施工	_		
条例第22条第1項		== \1.1	
<u>工事完了届の提出</u> 完了後10日以内		受理·決裁	
		条例第22条第2項	
提出書類の部数は、原則 1部です。		工事完了検査 届出後14日以内	
U		条例第22条第3項	
検査済証の受領		検査済証の交付	
条例第23条第1項		検査合格後10日以内	
収益の開始			
	1	1	